

佐労発基 0826 第2号
令和3年8月26日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博 之



佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和3年7月21日付けをもって申出代表者 UA ゼンセン佐賀県支部長俣野勝敏から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金(平成20年佐賀労働局最低賃金公示第2号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

佐労発基 0826 第3号
令和3年8月26日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博之



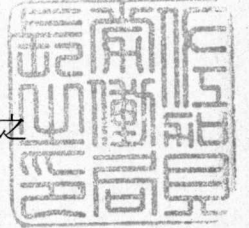
佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の必要性の
有無について(諮問)

令和3年7月9日付けをもって申出代表者電機連合西九州地方協議会電機佐賀地域協議会
議長古賀敬宏から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、佐
賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電
池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電
子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・
電子回路製造業最低賃金(平成20年佐賀労働局最低賃金公示第3号)の改正決定に関する
申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求
める。

佐労発基 0826 第4号
令和3年8月26日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博 之



佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について(諮問)

令和3年7月21日付けをもって申出代表者セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部執行委員長草場薫から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金(平成21年佐賀労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。